

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【日本スポーツ振興センター】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日30日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本スポーツ振興センター

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>●職員宿舎(2件)について、平成24年12月25日付けで国庫に現物納付した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 習志野宿舎(実物資産) <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度末時点の簿価額 97,400千円 所沢宿舎(実物資産) <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度末時点の簿価額 61,200千円 <p>○検査・研修施設について、平成25年3月29日付けで国庫に現物納付した。 (参考)平成23年度末時点での簿価額 295,200千円</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	○同上
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	●決算時において固定資産の活用状況や減損について確認を行うなど自主的な見直しを定期的に行うとともに、その結果に対する監事監査も実施している。
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	●事務所におけるエネルギー使用量の削減、事務のペーパーレス化、事務用品の一元的な調達などを行うことにより管理部門経費を削減している。
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	●東京事務所は保有していない(東京に本部がある)ため、本方針には該当しない。
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	○イギリスはスポーツ政策情報・アンチドーピング分野・オリンピックのレガシー政策等の先進的な取組を行っており、またこれまで構築してきたUKスポーツ等政府関係機関との連携をベースに、欧州ネットワークを築いて情報収集分析することは日本のスポーツ政策にとって有意義であることから、ロンドン事務所については継続して運営することとした。その上で、ロンドンオリンピック終了後の事務所や人員の在り方を検討し、業務規模を勘案した上で、事務所規模等の縮小(職員を5人から3人へ削減し、事務所面積を約150㎡から約100㎡に縮小)を平成24年度末に実施した。
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	●職員研修・宿泊施設は保有していないため、本方針には該当しない。

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 検査・研修施設について、平成25年3月29日付けで国庫に現物納付した。</p> <p>● 職員宿舎の立地や活用状況等を踏まえ、不要とした宿舎(習志野宿舎・所沢宿舎)について、平成24年12月25日付けで国庫に現物納付した。</p> <p>● この他、決算時において固定資産の活用状況や減損について確認を行うなど自主的な見直しを定期的に行うとともに、その結果に対する監事監査も実施している。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 随意契約については、外国での契約等真にやむを得ないものを除き、一般競争入札に移行している。</p> <p>【平成22年度の状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 11,155,695千円(87.8%)、競争性のない随意契約 1,557,249千円(12.2%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 187件(81.7%)、競争性のない随意契約 42件(18.3%)</p> <p>【平成23年度の状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 21,559,605千円(88.5%)、競争性のない随意契約 2,812,858千円(11.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 185件(79.1%)、競争性のない随意契約 49件(20.9%)</p> <p>【平成24年度の状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 26,062,595千円(90.2%)、競争性のない随意契約 2,852,353千円(9.9%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 182件(71.1%)、競争性のない随意契約 74件(28.9%)</p> <p>なお、競争性のない随意契約の件数が増加している主な理由は、ロンドンオリンピックの支援業務等で海外における外国企業との契約・急速に契約しなければ機会を失う契約が増加したためである。</p> <p>● 併せて、左記の閣議決定を踏まえた以下のような見直しを実施。 ・公告等は法人のホームページを活用するとともに、文部科学省調達情報ホームページに調達情報をリンクさせるなど、広範囲に情報提供の場を確保 ・公告等の期間について、総合評価落札方式及び企画競争の期間を延長(10→20日以上) ・法人内に外部有識者と監事で構成する「契約監視委員会」を設置し、契約状況について定期的な点検を実施</p>

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、日本スポーツ振興センターと一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>●独立行政法人会計基準上、当法人には関連法人に該当するものはないため、本方針には該当しない。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>●共同調達に関する国及び他法人の取組や検討状況を踏まえ、今後検討する。</p> <p>●研究開発事業は実施していないため、本方針には該当しない。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●スポーツ施設の管理・運営業務について、平成21年4月から「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に定める民間競争入札を導入している。(現契約期間:平成24年4月1日～平成29年3月31日)</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●スポーツ施設の管理・運営業務に関する民間競争入札において、調達手続きにおける競争的対話を実施した。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 役員の報酬について、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準じて改定を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本給を平均△0.5%減額改定 実施時期:平成24年4月1日 ・6月期特別手当において特例措置の実施 ・臨時特例措置として本給、地域手当、特別手当の減額措置を実施 実施時期:平成24年4月から2年間 <p>● 職員の給与について、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準じて改定を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時特例措置として本給、管理職手当、地域手当の減額措置を実施 実施時期:平成24年8月から2年間 ・本給表水準を中高年齢層を中心として引下げ ・12月期末手当において特例措置の実施 <p>なお、能力・実績に基づく人事管理の徹底を図るため、勤務評定等による勤務成績を勤奨手当支給額及び昇給に反映させている。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● ラスパイレス指数(地域・学歴勘案)が、100以下の水準となることを目標として、社会一般の情勢を踏まえ、人事院勧告等に伴う国家公務員の給与改定を参考として必要な措置を講じていくこととする。</p> <p>【平成24年度 ラスパイレス指数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務・技術職員 対国家公務員 112.1 (地域勘案 103.1、学歴勘案 111.0、地域・学歴勘案 103.0) ・研究職員 対国家公務員 98.3 (地域勘案 94.3、学歴勘案 97.9、地域・学歴勘案 94.2)
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事による監査や評価委員会による事後評価において、他法人の状況や年齢構成等を考慮し、給与水準が妥当か確認している。</p>
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、次期中期計画(平成25年度～)に向けて、見直しを検討し、一般管理費及び事業費の合計について、5年間で6%以上の削減を図ることを目標とした。</p>

<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定外福利厚生費は、国家公務員に準じたものとなるよう見直し済 ● 給与振込経費について、銀行との合意により振込手数料は生じていない。 ● 海外出張旅費について、国家公務員に準じた規定を整備した上で、割引航空券を使用するなど更なる旅費節減に努めている。 ● 職員の諸手当は、国家公務員に準じたものとなるよう見直し済
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な収支見込に基づく年度計画予算を作成し、より効率的な予算執行を図っている。
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 監事及び内部監査部門である監査室による監査を実施し、監査結果を業務運営に反映させている。
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立競技場における施設利用料の見直し等により自己収入の拡大を図っている。 ○ 代々木競技場について、平成24年3月に施設利用規程を改正し、売店設置料金に売上比例方式を導入した。
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間からの寄附金などの増額に努めている。 ● 平成21年5月から導入した「味の素ナショナルトレーニングセンター」の命名権が契約満了を迎えたことから、以降の命名権の売却について公募を実施し、平成25年5月に契約を締結した。 <ul style="list-style-type: none"> ・名称 「味の素ナショナルトレーニングセンター」 ・期間 4年間（平成25年5月11日～平成29年4月30日） ・対価 年額40,000千円（税抜） ○ 西が丘サッカー場における命名権の売却については、命名権及び固定広告物を掲示する権利の包括的な売却を実施し、平成24年3月に契約を締結した。 <ul style="list-style-type: none"> ・名称 「味の素フィールド西が丘」 ・期間 5年間（平成24年5月1日～平成29年4月30日） ・対価 年額15,000千円（税抜）
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際競技力向上のための研究・支援業務による発明の特許を2件出願中であり、特許権を取得できた場合、ライセンス契約等の可能性について特許維持コスト等を勘案しながら判断する予定である。
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際競技力向上のための研究・支援業務については、外部有識者で構成する業績評価委員会を実施し、事前及び事後に外部評価を実施している。
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部評価の結果は、業務に反映させるとともにホームページ上で公表している。

No.	28	所管	文部科学省	法人名	日本スポーツ振興センター
-----	----	----	-------	-----	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	ナショナルスタジアムの運営・提供等に関する業務	自己収入の拡大	23年度中に実施	代々木競技場の売店設置料金に売上比例方式の導入を図る。	1a	24年3月に施設利用規程を改正し、売店設置料金に売上比例方式を導入した。	措置済み
02	国際競技力向上のための研究・支援等業務	自己収入の拡大	23年度中に実施	西が丘サッカー場の命名権の売却や固定広告物の掲示等の導入を図る。	1a	命名権及び固定広告物を掲示する権利の包括的な売却を実施し、24年3月に契約を締結した。 ・名称 「味の素フィールド西が丘」 ・期間 5年間（平成24年5月1日～平成29年4月30日） ・対価 年額15,000千円（税抜）	措置済み
03	スポーツ振興投票業務	事業の効果的・効率的な実施	22年度から実施	引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。	2a	平成22年度は、スポーツ振興投票業務については、銀行と連携したインターネット経由の販売やコンビニエンスストア網を活用した販売を進め、事業の効果的・効率的な実施を図った。また、助成の審査対象項目を整理するなど効率化の取組を行った。 平成23年度は、助成交付申請の前に行っていた交付要望手続及び交付内定手続を省略して簡素化するとともに、スポーツ基本法の成立を受けた助成内容の改善、東日本大震災の緊急復興支援を実施するなど、事業の効果的・効率的な実施を図った。 平成24年度は、スポーツ振興投票業務について、第2期経営管理業務に係るコンサルティング契約における人員配置の見直し及びシステム運用費の保守体制見直し等による経費の節減を図った。 平成25年度は、スポーツ振興投票業務におけるシステムの調達方法の見直しにより、システムのランニングコストの削減を図る。また、より効果的な助成を実施する観点から、助成事業の成果指標を設定するなど、引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。	引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。
04	スポーツ振興基金等業務						
05	災害共済給付業務、学校安全支援業務	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は原則として廃止	23年度中に実施	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は廃止する。検査・研修施設も廃止する。ただし、実際に食中毒が発生した場合に係る業務は、保健所や関係機関等と調整を行いつつ、必要最小限の機能については同一法人内の他部局等へ移管・統合する（ただし、へき地における食に関する支援事業については24年度末までに実施する。）。	1a	23年度中に食の安全課が行う業務及び施設を廃止した。併せて、実際に食中毒が発生した場合に係る業務は、必要最小限の機能について同一法人内の他部局へ移管・統合した。へき地における食に関する支援事業については、24年度まで移管・統合部局において実施する。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
06	不要資産の国庫返納	検査・研修施設	24年度中に実施	検査・研修施設（阿佐谷）については国庫納付する。	1a	平成25年3月29日付けで国庫に現物納付した。	措置済み
07	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	24年度中に実施	ロンドンオリンピック終了後の業務縮小に伴い、他機関事務所との共用化を含め、海外事務所の在り方を検討する。	1a	イギリスはスポーツ政策情報・アンチドーピング分野・オリンピックのレガシー政策等の先進的な取組を行っており、またこれまで構築してきたUKスポーツ等政府関係機関との連携をベースに、欧州ネットワークを築いて情報収集分析することは日本のスポーツ政策にとって有意義であることから、ロンドン事務所については継続して運営することとした。その上で、ロンドンオリンピック終了後の業務規模を勘案し、事務所や人員の在り方を検討した上で、事務所規模等の縮小（職員を5人から3人へ削減し、事務所面積を約150㎡から約100㎡に縮小）を平成24年度末に実施した。	措置済み

No.	28	所管	文部科学省	法人名	日本スポーツ振興センター
-----	----	----	-------	-----	--------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	スポーツ振興投票業務	1	平成20年度に、過去最高の89,741,424千円を売上げ、繰越欠損金を解消した。そして助成財源として、その翌年度(平成21年度)に12,259,025千円、平成22年度に16,036,115千円、平成23年度に16,139,640千円、平成24年度に16,225,945千円、平成25年度に16,584,853千円を確保したところである。	措置済み
2	事務及び事業の見直し	スポーツ振興投票業務	1	その上で、スポーツ振興くじの売上げ状況を注視しつつ、繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つと考えられる平成21年度末を目途に、スポーツ振興投票事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討し、結論を得る。	措置済み
3	事務及び事業の見直し	スポーツ振興投票業務	1	なお、その間にあっても、スポーツ振興くじの売上げの低迷により、繰越欠損金が増加し、債務の返済の見通しが立たないと見込まれる場合には、国民負担に及ぶことがないよう、スポーツ振興投票事業について原点に立ち返った抜本的な見直しを行う。	措置済み
4	事務及び事業の見直し	スポーツ振興のための助成業務	1	助成区分ごとに達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示した上で、厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を助成業務の効率化及び適正化に反映させる。	措置済み
5	事務及び事業の見直し	災害共済給付業務、学校安全普及業務、食に関する普及充実業務及び衛生管理に関する業務	1	災害共済給付業務のオンライン化を進めるため、学校等に対しシステムの利用勧奨を重点的に行った。その結果、平成21年度以降、中期計画の目標値(80%)以上のシステム利用率を達成している。 また、このようなオンライン化の進捗を踏まえ、平成22年度にはシステムを改修して利便性を向上させ、学校等の入力作業を効率化するとともにセンターの事務も効率化した。 また、支所の業務等の在り方を検討するため、外部有識者等からなる学校安全業務検討委員会を平成20年に設置した。審議の結果、平成22年3月、支所のこれ以上の統合は、各都道府県に存在する関係者との連携を欠くことになるなど業務の円滑な実施を阻害すると考えられることから、現在の6支所体制を維持するとの結論を得た。その上で、①支所業務の更なる効率化、②支所に対する本部の指導力の強化、③支所の学校安全支援業務を本部へ原則一元化(地域レベルで情報を収集・分析・提供する業務等を除く)、④本部・支所を通じたガバナンスの強化等を行った。	措置済み
6	事務及び事業の見直し	災害共済給付業務、学校安全普及業務、食に関する普及充実業務及び衛生管理に関する業務	1	学校安全普及業務、食に関する支援業務及び衛生管理に関する支援業務については、「学校安全支援業務(仮称)」に一本化し、災害共済給付業務の実施により得られる事故情報分析やそれに基づく関連情報の提供など災害共済給付業務に関連するものに重点化する。なお、「学校安全支援業務(仮称)」については、次期中期目標期間終了時までには、各事業の在り方について、必要性・有効性を厳格に検証した上で、所要の結論を得る。	措置済み
7	事務及び事業の見直し	スポーツ施設の運営・提供等に関する業務	1	国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務について民間競争入札を実施する。なお、入札対象範囲の拡大等について、民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。	措置済み
8	運営の効率化及び自律化	資産の有効活用等	1	NTCについては、当該施設の運用主体である公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)と連携・協力の上、平成21年5月「味の素ナショナルトレーニングセンター」として命名権を導入し、自己収入の増加を図った。(期間:平成21年5月11日~平成25年5月10日、対価:年額40,000千円(税抜)) そして、本年5月に契約満了を迎えたことから、以降の命名権の売却について公募を実施し、引き続き「味の素ナショナルトレーニングセンター」として命名権を導入し、自己収入の増加を図った。(期間:平成25年5月11日~平成29年4月30日、対価:年額40,000千円(税抜)) また、西が丘サッカー場については、平成24年3月、「味の素フィールド西が丘」として命名権を導入し、自己収入の増加を図った。(期間:平成24年5月1日~平成29年4月30日、対価:年額15,000千円(税抜)) この他、国立競技場及びJISSにおいて、随時、施設利用料等の見直しを行い、自己収入の増加を図っている。	措置済み
9	運営の効率化及び自律化	資産の有効活用等	1	習志野及び所沢の職員宿舎の売却について、平成20年度と平成21年度にそれぞれ入札を実施したものの、売却に至らなかった。 しかし、独立行政法人通則法の改正(平成22年11月27日施行)により、現物納付が可能となったことを受け、平成24年12月25日付けて国庫へ納付をした。	措置済み